



栃木県公報

令和6(2024)年
6月28日(金)
号外
第43号

目次

公安委員会

○栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 1

公安委員会

栃木県公安委員会規則第8号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年6月28日

栃木県公安委員会委員長 蓬田勝美

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第4(第10条の2関係)			別表第4(第10条の2関係)		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
1~7	略		1~7	略	
8	一般国道119号	日光市森友字大桑道下998番9から同市森友字大桑道下1026番1まで	8	一般国道119号	宇都宮市一条2丁目1183番1から同市西原町462番5まで
8の2	一般国道119号	日光市森友字大桑道下998番9から同市大沢町字上原967番1まで	8の2	一般国道119号	宇都宮市上戸祭町199番1から同市徳次郎町3883番3まで
8の3	略		8の3	略	
8の4	一般国道119号	宇都宮市徳次郎町3883番3から同市上戸祭町199番1まで	8の4	一般国道119号	宇都宮市平出工業団地9番1から同市上戸祭3丁目3342番3まで
8の5	一般国道119号	宇都宮市上戸祭町字北ノ前236番2から同市上戸祭町字北ノ前179番5まで			
8の6	一般国道119号	宇都宮市上戸祭3丁目3342番3から同市平出工業団地9番1まで			
8の7	一般国道119号	宇都宮市一条2丁目1183番1から同市西原町462番5まで			
9~34の2	略		9~34の2	略	
35	県道宇都宮結城線	宇都宮市築瀬町字南浦1750番6から同市御蔵町1025番72まで	35	略	
35の2	略		35	略	
36	県道宇都宮結	河内郡上三川町大字上	36	県道宇都宮結	河内郡上三川町大字上

	城線	蒲生2524番から同町大字上三川4964番まで		城線	三川3200番1から下野市三王山484番1まで
37	県道宇都宮結城線	河内郡上三川町大字上三川3200番1から下野市三王山484番1まで	37	県道宇都宮結城線	河内郡上三川町大字上蒲生2524番から同町大字上三川4964番まで
37の2～40 略			37の2～40 略		
40の2	県道宇都宮真岡線	宇都宮市築瀬町字九斗蒔1279番3から同市築瀬町字南浦1750番6まで			
40の3・40の4 略			40の2・40の3 略		
41～68の5 略			41～68の5 略		
68の6	市道(宇都宮市)1428号線	宇都宮市旭2丁目3470番32から同市一条2丁目1209番7まで			
68の7・68の8 略			68の6・68の7 略		
69～95 略			69～95 略		

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。